報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

専決第7号

八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について標記条例の制定につき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八幡浜市国民健康保険税条例(平成17年条例第57号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(課税額)

第2条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。
- 4 (略)

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得

(課税額)

第2条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。
- 4 (略)

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、2万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得

金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健 康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の うち給与所得者等の数が2以上の場合にあっ ては、43万円に当該給与所得者等の数から1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を 算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険 の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数に 合計数に29万5,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義 務者(前号に該当する者を除く。)

ア~カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に54万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~カ (略)

2 · 3 (略)

金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健 康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の うち給与所得者等の数が2以上の場合にあっ ては、43万円に当該給与所得者等の数から1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加 算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険 の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の 合計数に29万円 を乗じて得た金額 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義 務者(前号に該当する者を除く。)

ア~カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に53万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~カ (略)

2 · 3 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の八幡浜市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度 以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康 保険税については、なお従前の例による。